

## ○大郷町結婚活動支援助成金交付要綱

令和 6 年 12 月 1 2 日

告示第 1 3 8 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大郷町（以下「町」という。）における少子化対策及び定住人口の増加を推進するため、宮城県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「支援センター」という。）に入会した者に対して、独身男女の出会いと結婚活動を促進することを目的とした、大郷町結婚活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日以後に支援センターに入会した者であること。
- (2) 町内に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻を予定する者を除く。）であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 大郷町暴力団排除条例（平成 2 5 年大郷町条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が対象者として適当でないと認めた者でないこと。

### (助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、支援センターの入会登録料とする。

### (助成金額)

第 4 条 助成金の交付額は、助成対象経費の額又は 1 1, 0 0 0 円のいずれか少ない方の額とする。

(助成金の申請及び請求)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大郷町結婚活動支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた助成対象者に対し、助成金を交付するとともに大郷町結婚活動支援助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は前項の規定による審査により助成金を交付しないと認めたときは、大郷町結婚活動支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたときは、その交付の決定の全部を取り消すとともに、大郷町結婚活動支援助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により助成金の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた者は、当該助成金を町長が定める期限まで返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。